独 立 役 員 届 出 書

１．基本情報

会社名	共英製鋼株式会社	コード	5440
提出日	2024/6/5	異動（予定）日	2024/6/25
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役の選任議案が付議されるため。 また社外取締役 山本竹彦氏が辞任するため。		

☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）

２．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	介川　康弘	社外監査役										○						
2	宗岡　　徹	社外監査役	○													○		有
3	山尾　哲也	社外取締役	○													○		有
4	川邊　辰也	社外取締役	○													○		有
5	船戸 貴美子	社外取締役	○													○		有
6	松家 優香子	社外取締役	○							△							新任	有

３．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	社外監査役の介川康弘氏は、当社の主要株主である日本製鉄株式会社の業務執行者として勤務しております。現在において同社は当社発行済株式総数のうち25.82%を保有しております。	
2		宗岡徹氏は公認会計士でありますが、上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家に該当せず、中立的な立場を保持し独立性が十分に確保されていることから、一般株主と利益相反が生ずるおそれが無いものと判断しております。
3		山尾 哲也氏は、当社の子会社である株式会社共英メソナの顧問弁護士ですが、役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント・会計専門家・法律専門家には該当せず、中立的な立場を保持し独立性が十分に確保されていることから、一般株主と利益相反が生ずるおそれが無いものと判断しております。
4		川邊 辰也氏は、関西電力株式会社等における業務を通じた幅広い経験、見識に基づいた助言をいただくため選任したもの。当社と利害関係のない中立的な立場にあり、独立性が十分に確保されていることから、一般株主と利益相反が生ずるおそれが無いものと判断しております。
5		船戸貴美子氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識に基づいた助言をいただくため選任したもの。 船戸貴美子氏は弁護士でありますが、役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント・会計専門家・法律専門家には該当せず、中立的な立場を保持し独立性が十分に確保されていることから、一般株主と利益相反が生ずるおそれが無いものと判断しております。
6	株式会社三井住友銀行は、当社の主力銀行であり、2024年3月31日現在において、当社グループは同行から13,097百万円の借入金残高があります。	松家優香子氏は、株式会社三井住友銀行やアドバイザリー・ファームにおける業務を通じた幅広い経験、見識に基づいた助言をいただくため新たに選任するもの。同氏は当社の主力銀行である株式会社三井住友銀行に業務執行者（使用人）として勤務していましたが、2019年5月に退職しており、同行が当社の意思決定に著しい影響を及ぼす可能性はありません。このため、同氏は当社と利害関係のない中立的な立場にあり、独立性が十分に確保されていることから、一般株主と利益相反が生ずるおそれが無いものと判断しております。

４．補足説明

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
　b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。